

砂川市監査委員公告 第 3 号

定期監査等結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査等を実行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和4年5月16日

砂川市代表監査委員 栗井久司

記

別紙のとおり

砂 監 第 2 3 号
令和4年5月16日

砂 川 市 議 会 議 長 水 島 美 喜 子 様
砂 川 市 長 善 岡 雅 文 様
砂 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長 高 橋 豊 様

砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司
砂 川 市 監 査 委 員 佐 々 木 政 幸

定 期 監 査 等 報 告

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査（砂川市監査基準第2条第1項第1号）
- (2) 行政監査（砂川市監査基準第2条第1項第2号）

3. 監査等の期日及び対象

| 月 | 日 | 対 | 象 |
|--------|-----|-------|----------|
| 令和4年5月 | 11日 | 教育委員会 | 学校給食センター |

4. 監査等の着眼点（評価項目）

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、監査等を実施

した。

5. 監査等の実施内容

令和3年度分の財務に関する事務の執行状況その他の事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

教育委員会 学校給食センター

●予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（庁舎維持管理業務委託、学校給食パン・米飯運搬業務委託、空調設備改修工事、蒸気管改修工事、蒸気式攪拌装置付大型釜購入等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●分担金及び負担金（学校給食事業費負担金）、諸収入（雑入）等収納事務について

調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●備品管理について

備品台帳により照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。